

# 住民投票のたたき台

## 住民投票

(住民投票)

- 1 町長は、町政に関する重要事項について、住民（町内に住所を有する者をいう。以下この条において同じ。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
- 2 町内に住所を有する年齢満18歳以上の者（外国人を含む。）は、町政に関する重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、町長に対し住民投票の実施を請求することができます。
- 3 議会は、町政に関する重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- 4 町長は、町政に関する重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。
- 5 町長は、第2項又は第3項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 6 住民投票の投票権を有する者は、外国人を含む住民のうち満18歳以上の者とします。
- 7 住民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の数の2分の1に満たないときは、成立しないものとします。ただし、当該住民投票の開票については、行うものとします。
- 8 住民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。
- 9 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

### 【解説・考え方】

(住民投票)

- ・住民投票は、住民が町政に参加する究極の仕組みであるといえます。  
住民投票は、町政運営上の重要事項について、直接、住民の意思を確認するものですが、すべてのことについて住民投票を行うわけではありません。現行の地方自治制度は間接民主主義を基本としており、情報共有と町民参加の実践により、住民投票に至らなくとも重要な事項を解決できることが望ましく、直接民主主義である住民投票は、あくまで間接民主主義を補完するものであり、美幌町の将来を左右し、住民一人一人の意思を確認する必要に迫られた際の最終手段としてのみ実施されるべきです。
  - ・住民投票制度には、個別設置型と常設型とがありますが、美幌町では常設型を見据えた内容としました。  
個別設置型は、住民の意思を確認しようとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するものであり、当該条例の成立のためにはその都度議会の議決が必要となるなど、住民の意思を安定的、かつ迅速に問うことが難しくなります。  
一方、常設型は、個別案件ごとに住民投票条例を設けるのではなく、要件を満たせば自動的に住民投票を行うことができるものです。
- 
- ・町長は、町政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することができることを定めています。なお、投票者の範囲については美幌町内に住所を有する者に限ることとしました。これは、本条例で規定する「町民」に投票を認めることは、その把握が極めて困難であることによるものです。  
なお、「町政に関する重要な事項」の内容については、別に定める条例で規定します。
  - ・住民投票実施の請求権、投票権を有する者の年齢は18歳以上としました。これは、憲法改正国民投票法が、投票権を有する者の年齢要件を満18歳以上と規定していることから妥当であると考えます。
  - ・住民が住民投票の請求をするには、請求権者の総数の4分の1以上の連署を必要としました。地方自治法では、直接請求として町長等の解職や議会の解散請求を規定しており、その場合の請求

の要件は請求権者の3分の1以上の連署が必要であると規定しています。住民投票は、町政に関する重要な事項について住民の意思を確認するため、間接民主主義の補完として実施するものであり、実施に当たっては慎重な判断が求められます。このため、町長等の解職や議会の解散請求に次ぐ厳格性を確保するため、請求権者の4分の1以上としました。

- ・また、住民投票実施の請求権、投票権を有する者には、町内に住所を有する外国人も含まれます。住民投票は、美幌町の将来にかかわる重要な事項、つまり美幌町の住民全体に関わってくる重要な事項について、美幌町の住民に直接その意思を確認するものです。外国人であっても、美幌町の住民であれば、美幌町の地域社会と関わることになり、自治の主体を担う権利があると考えます。その権利を制度的に保障する住民投票に、美幌町在住の外国人も投票できるようにすべきと考えます。なお、住民投票実施の請求権、投票権を有する外国人の範囲については、別に定める条例で規定します。
- ・議会が町長に対し住民投票を請求する要件については、地方自治法第112条及び第116条の規定を踏まえ、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決すること、としています。

(参考) 地方自治法

第112条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

第116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ・町長は、自らの判断で住民投票を発議し、実施できることを規定しています。また、町長は、第2項又は第3項の規定により住民、議会から住民投票の実施の請求があった場合は、その請求を拒むことができず、それらの請求があった場合は住民投票を実施しなければならないことを規定しています。

・住民投票の対象事項が、町政に関する重要事項であり、また、投票結果については尊重義務を課していることから、少なくとも投票資格者の半数以上の住民が投票に参加することが必要と考え、投票者数がそれに満たない場合は、住民投票は成立しないものとししました。しかし、住民投票が成立しなかった場合でも、住民への情報開示の観点から、開票は行うものとしします。

- ・地方自治は、町長、議会議員を住民の代表とする間接民主制が基本であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられるものです。従って、住民投票の結果で町長や議会の選択、決断を拘束することは適当ではなく、住民、議会、町長が結果を尊重することを規定しています。
- ・なお、住民投票の実施に関する手続やその他必要な事項は、別に条例で規定することとしています。

#### 【町民会議では】(未完)

この条例の中に住民投票に関する規定を設けることについては、多くの委員の意見でした。しかし、住民投票でも個別設置型、常設型のいずれを見据えたものとするかについては意見が分かれ、慎重に協議を行いました。現行制度においても、個別設置型による住民投票は実施することが可能であり、現行制度で十分との意見もありましたが、最終的には、参加の究極の手段として、美幌町の将来に関わる重要な事項について、一定の要件が整えば自動的に住民の意思を直接確認できる制度を規定する必要があるという結論に達しました。

また、住民が住民投票の実施を請求する場合に必要な署名の数をどう設定するかについても、常設型による住民投票の濫発防止や活用の観点などから協議が行われました。

住民投票実施の請求権者、投票権者については、憲法改正国民投票法において投票権者を満18歳以上としていることなどから、満18歳以上に認めることとししました。